



**国民健康保険
高齢受給者証を
お送りします**

国民健康保険被保険者の70歳から74歳までの方へ現在発行しています高齢受給者証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっております。平成21年8月1日以降の高齢受給者証は、平成20年中の所得で負担割合を計算し直したものを平成21年7月下旬にお送りします。

なお、現役並み所得者（一部負担金割合3割）以外の方の一部負担金の割合の欄には「2割（平成22年3月31日までは1割）」と記載しておりますので、平成22年3月31日までは、医療機関でお支払いいただく窓口負担は1割です。

**限度額適用認定証・
標準負担額減額認定証を
ご存知ですか？**

入院される（された）場合、この認定証を医療機関に提示すると、窓口でのお支払いが一定の限度額にとどめられます。住民税課税・非課税によつて、限度額が世帯によつて異なります。

住民税課税世帯

（70歳未満のみ）

・医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。

住民税非課税世帯

（70歳以上も含む）

・医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。

※入院のみの適用となり、外来には適用されません。

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、印鑑（認印）と保険証をお持ちになり、健康推進課国保年金班にて行ってください。なお、既に交付済みの方は、有効期限が平成21年

7月31日までとなっておりますので、8月以降も必要の方は、再度申請が必要となります。



**高額療養費の申請を
お忘れなく！**

入院代などが高額になった場合、申請によつて、限度額を超えた分が払い戻しされます。住民税課税・非課税によつて、限度額が世帯によつて異なります。また、限度額適用認定証を医療機関へ提示し、限度額適用されている方も、高額療養費の該当になる場合もありますので、ご注意ください。限度額や高額療養費の有無は健康推進課国保年金班までお問い合わせください。

国民健康保険税納税通知書をお送りします

平成20年中所得を基にして算出した平成21年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。

※保険税を特別徴収（年金からの天引き）されている方は除きます。

保険税の納税義務者

国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主が納税義務者になります。

※世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が擬制世帯主として納税義務者になります。納付書や通知書は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主のお名前で届きます。

☆保険税は納期限内に納めましょう

保険税がきちんと納められていないと、医療費の確保ができなくなり、安心してお医者さん等にかかることができませぬ。安心して医療を受けられるように、保険税を必ず納めましょう。

☆保険税の納付（普通徴収）は口座振替で！

保険税の納付には、口座振替をご利用ください。毎月保険税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もありません。

※口座振替手続きに必要なもの……印かん（口座届出印）・口座番号